

センター からの

2018
1・2月号

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086 (226) 1019 (2018.1月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 「数億円当選した」はずが5万円の支払いに
- 食品ロス削減のために、できることから始めましょう
- 安全に使うために、暖房器具は必ず点検しましょう
- こんろのグリル窓に触ってやけど!
- 高齢者の転倒事故を防ぎましょう
- 消費生活相談事例「国民訴訟通達センター」から届いた架空請求のはがき
- 中学生・高校生向け消費者教育教材を作成しました
- 第5回消費生活講座
「消費者トラブル最前線!」

お便り

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999**

火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… **0868 (23) 1247**

月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **局番なし 188** (身近な消費生活相談窓口につながります。^{イヤ}「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター **FAX:086 (227) 3715**

e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp

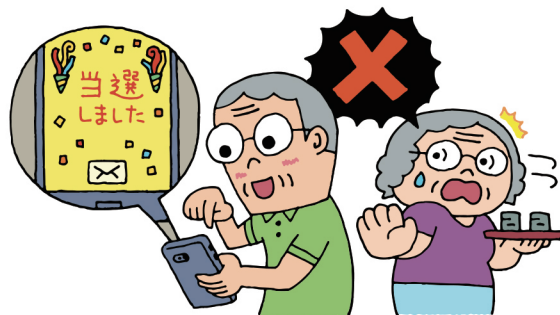
Twitter アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月1回掲載**

「数億円当選した」はずが5万円の支払いに 迷惑メールは無視

申し込んだ覚えはないのに、数億円当選したとのメールがスマートフォンに何度も届くので、本当に当選したかもしれないと思い返信した。当選金を受け取るには登録料1万円がかかると言われ、指示されるままにプリペイド型電子マネーのギフト券をコンビニで購入して、番号を写真に撮って送信した。その後も手数料等の名目で請求があり、合計で5万円ほど支払ってしまった。返金してほしい。
(60歳代 男性)

- 「有料サイトの料金が未納」「当選したのでお金がもらえる」などの心当たりのないメールやSMS（ショートメッセージサービス）が届いても、絶対に開かず、すぐに削除してください。
- 安易に連絡をしてしまうと、金銭を要求されたり、個人情報聞き出されたりする危険があります。メールの内容には反応しないようにしましょう。
- 不安を感じたときや困ったときは、早目にお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



(独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報 第285号」より)

食品ロス削減のために、できることから始めましょう

- 日本では、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」が621万トン（平成26年度推計）発生しています。これは、一人当たり「お茶碗約1杯分（約134g）の食べ物」が毎日捨てられている計算になり、食品ロスの約半分は家庭から発生しています。

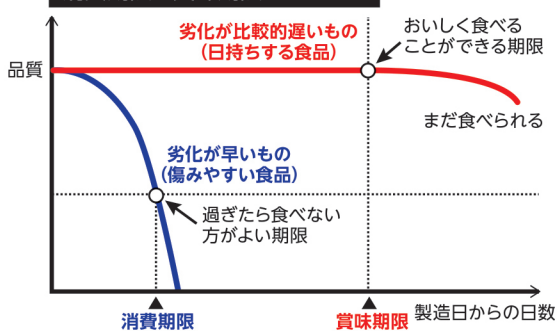
大切なのは、一人一人が「もったいない」を意識して行動することです

「賞味期限」を正しく理解する

食品の期限表示は、「消費期限」と「賞味期限」の2種類があります。いずれも開封していない状態で、表示されている保存方法で保存した場合の期限が表示されています。

消費期限は、「食べても安全な期限」、賞味期限は、「おいしく食べることができる期限」です。賞味期限は、過ぎてもすぐに廃棄せずに自分で食べられるかどうかを判断することも大切です。

消費期限と賞味期限のイメージ



通常、消費期限及び賞味期限は「年月日」を表示しますが、賞味期限を表示すべき食品うち、製造日から賞味期限までの期間が3か月を超えるものについては、「年月」で表することが認められています。

買い物は必要に応じて

必要な食品を、必要な時に、必要な量だけ購入しましょう。例えば、買い物に出掛ける前には、冷蔵庫の中をチェックしてみましょう！



調理で作りすぎない/余ったら作り替える

もし、食べ切れなかった場合は、他の料理に作り替えるなど、献立や調理方法を工夫しましょう。

詳しくは下記URLへ料理レシピサイト「クックパッド」内の「消費者庁のキッチン(公式ページ)」



<http://cookpad.com/kitchen/10421939>

(消費者庁ホームページより)

詳しくは

「食べ物のムダをなくそうプロジェクト」で検索

食べ物のムダをなくそうプロジェクト

検索

安全に使うために、暖房器具は必ず点検しましょう

- 暖房器具は熱を作り出すために火や電気ヒーターを使っています。そのため、多かれ少なかれ発火や火災、やけどなどの危険性があります。
- 「異常な音がする」「モーター部分が熱い」などの異常を感じたときには、すぐに使用を中止しましょう。
- 暖房器具は経年劣化で発煙・発火などの事故が起きやすくなります。製造から10年を超えるなど長く使っている暖房器具は、異常がなくても、販売店やメーカーに点検を依頼するなどして事故を防ぎましょう。
- リコールの対象となっている製品や疑わしい場合には、使用をやめ、リコール情報に記載してある事業者の連絡先に必ず連絡してください。

リコール情報

「消費者庁リコール情報サイト」で検索

消費者庁リコール情報サイト

検索



こんろのグリル窓に触ってやけど！ 歩き始めの時期は特に注意しましょう

事例

子どもがつかまり立ちして、魚焼きグリルのガラス面に触って人差し指から小指までをやけどした。グリルは火を消した後だったが、余熱が残っていた。

(当事者：1歳 女児)



■事故を防ぐために

- こんろのグリルでやけどを負ったという事故が、1歳前後の子どもに集中して起きています。歩き始めのこの時期は行動範囲が広がり、身長とほぼ同じ高さにあるグリル窓へ容易に手が届くようになるので注意しましょう。
- グリル窓は、使用中はもちろん使用後もしばらくは高温です。窓が熱いうちはグリルに子どもを近づけてはいけません。グリル窓が高温抑制されている商品を選ぶのも一つの方法です。

■事故が発生したら

- 子どもは大人より皮膚が薄いため、深いやけどになりやすく、注意が必要です。やけどを負った場合は、すぐに流水で冷却しましょう。水疱があれば可能な限り破らないようにし、冷却後はガーゼ等を当てて医療機関を受診しましょう。

(独立行政法人国民生活センター「子どもサポート情報 第122号」より)

高齢者の転倒事故を防ぎましょう

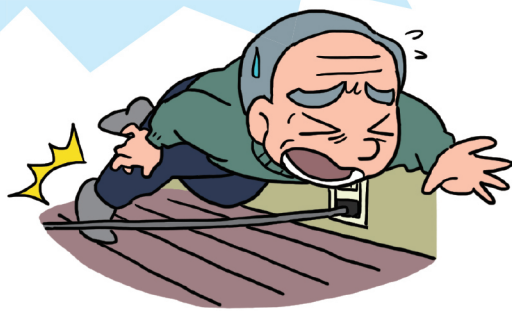
事例

トイレに行こうと歩いていて廊下の段差で転倒した。鼻を骨折していた上、くも膜下出血と診断され入院となった。

(80歳代 男性)

キッチンのトースターのコードに引っかかって転倒。額を打ち出血したため、病院に搬送された。

(80歳代 男性)



- 家庭内で転倒し骨折するなど、高齢者の日常生活における転倒事故が報告されています。
- 高齢者は加齢等による身体機能の低下により、自宅のような慣れ親しんだ場所でも事故に遭うリスクがあります。高齢者の心身の変化に合わせて、家族などが家庭内の環境を再確認しましょう。
- 段差や電源コード、暗い場所などの転倒の原因となりそうなものを減らしたり、家電製品の配置に気をつけたりするなど、高齢者の生活動線を点検することが大切です。
- 定期的に電話をかけたたり訪問したりするなど、家族や周囲の人が高齢者とコミュニケーションを取り、様子を見守りましょう。

(独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報 第293号」より)

●消費生活相談事例●

「国民訴訟通達センター」から届いた架空請求のはがき



「国民訴訟通達センター」を名乗る機関から、「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」と書かれたはがきが届いた。心当たりはなかったが、裁判取り下げ期限が明日となっていたので、はがきに記載された問合せ窓口で電話すると、「弁護士に依頼しないと通知書の内容を承諾したことになる」と言われ不安になった。どうすればよいか。

(浅口市：女性)

消費者へのアドバイス

最近、「国民訴訟通達センター」と名乗る機関からはがきが届いた。身に覚えはないがどうしたらよいかという相談が全国的に急増しています。

これは、根拠のない料金の支払いを求める「架空請求」のはがきとされます。

消費者に、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、それに関して「裁判所に訴状が提出された」「給与、動産、不動産の差し押さえを強制的に履行」などと脅して不安にさせようと、訴訟の取り下げ等について相談するよう、誘導します。

消費者が「国民訴訟通達センター」に連絡する

と、弁護士を名乗る者を紹介され、最終的にはコンビニでプリペイドカードを購入し、お金を支払ってしまったという相談も寄せられています。

このような悪質な架空請求のはがきが届いても、決して相手に連絡せず、支払わずに無視してください。不安だからといって、自分から相手に電話をかけたりすると、こちらの個人情報が相手に知られ、かえってつけ込まれることになります。

不安に感じたり対処に困ったりした場合には、すぐに、お住まいの地域の消費生活相談窓口（消費者ホットライン ☎188）に相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

中学生・高校生向け消費者教育教材を作成しました 「売買はどこまで認められるの？」 商品売買の法的限界を考える

授業パック：A4版 42ページ（CD付き）
発行：岡山県 平成29年3月

この授業パックは、コンサートチケットの売買が法的に認められるかどうかを事例を通して考え、「契約自由の原則」の限界と、現行法でのそれらの扱いを学ぶことができます。

授業展開例、ワークシート、スライド、解説等で構成されており、データがCDに納められています。

※問合せ先：岡山県消費生活センター TEL(086)226-1019

FAX(086)227-3715 e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp

※当センターのホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/book-index.html>



平成29年度 第5回消費生活講座

日時	テーマ
平成30年2月9日(金) 13時30分～15時	●消費者トラブル最前線！ 講師：岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター 矢吹 香月 場所：きらめきプラザ4階401会議室

参加希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAXまたは電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※定員は100名です。来場には公共交通機関をご利用ください。